

新潟県柏崎市観光対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第3条に定める補助対象者が、新たな観光価値の創出や実施体制の強化等を図る取組に対し、予算の定める範囲内で補助することにより、本市の観光産業の発展や誘客促進を図り、中越沖地震からの復興を確実なものにすることを目的とする。

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、市内に事務所又は事業所を有する団体とする。

(補助基準)

第4条 この補助金は、次の表に掲げる補助基準により交付するものとする。

補助対象事業	(1) 商品造成・ブランドアップ 旅行商品の開発研究やブランドアップ等の取組 (2) 外部人材活用 新たな観光価値の創出のための助言指導等 (3) その他誘客促進に資する事業 誘客促進のために実施するイベント等
補助対象経費	上記取組に必要な経費であって、飲食費、申請団体内部の者（役員等）に対する報酬又は謝金、実績報告書等の作成に関する経費等を除く次の経費。なお、国、県、市又は民間団体からの負担金又は補助金がある場合は、当該負担金等を控除する。 需用費、宣伝広告費、委託費、会場設営費、企画運営費、機器借上料、報酬、謝金、旅費その他この事業を遂行するために必要と認める経費
補助率	補助対象経費の4分の3 ただし、外部人材活用支援については5分の4
補助限度額	商品造成・ブランドアップ、外部人材活用については上限なし。その他誘客促進に資する事業については、1事業1,000千円を上限とする。
採択要件	観光産業の発展や誘客促進につながり、中越沖地震からの復興を確実なものにすることに効果があると見込まれる取組

2 前項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 直接、営利を目的とするとき。
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
 - (3) その他市長が補助金の交付目的に適合しないと認めるとき。
- (補助金の交付額等)

第5条 補助金の交付額は、一事業ごとに算出した額とし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

(帳簿類の整備等)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿、領収書その他の書類を整備し、当該補助金の交付決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(様式)

第7条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 観光対策事業補助金交付申請書 別記第1号様式
- (2) 観光対策事業補助金交付決定通知書 別記第2号様式
- (3) 観光対策事業補助金不交付決定通知書 別記第3号様式
- (4) 観光対策事業補助金変更交付申請書 別記第4号様式
- (5) 観光対策事業補助金変更交付決定通知書 別記第5号様式
- (6) 観光対策事業補助金実績報告書 別記第6号様式
- (7) 観光対策事業補助金確定通知書 別記第7号様式

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、平成32年5月31日までの間は、その効力を有する。